

廃棄物等の 輸出入管理の概要

～輸出入をお考えの方に～
令和6年度版

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
経済産業省 GXグループ 資源循環経済課



目次

1. はじめに	1
2. バーゼル条約・OECD理事会決定	1
2. 1. 概要	1
2. 2. 規制対象物(有害廃棄物等)の範囲	2
2. 3. 事前通告制度	3
2. 4. バーゼル法と廃棄物処理法	4
3. 輸出入手続きについて	5
3. 1. 概要	5
3. 2. 輸出入手続きの概略	5
3. 2. 1. バーゼル法	5
3. 2. 2. 廃棄物処理法	6
3. 3. 輸出入手続きの流れ	7
3. 3. 1. 輸出	7
3. 3. 2. 輸入	8
4. 規制対象物	9
4. 1. 規制対象物の考え方	9
4. 2. 規制対象リスト	14
5. 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者認定制度について	24
5. 1. 認定の基準	24
5. 2. 認定の範囲	25
5. 3. 認定制度を利用した輸入手続きの流れ	26

1 はじめに

再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、貨物が「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に規定する「特定有害廃棄物等」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に規定する「廃棄物」に該当する場合には、関税法の手続きに加え、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けなければならないこととなっています。

これら関係法令を遵守の上、適切に輸出入を行って下さい。

2 バーゼル条約・OECD理事会決定

2.1. 概要

1970年代から、欧米諸国を中心とした先進国からの廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような課題に対処するため、国連環境計画（UNEP）と経済協力開発機構（OECD）において国際的な枠組み作りの検討が行われ、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）と「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（OECD理事会決定）が採択されました。

バーゼル条約・OECD理事会決定とも、以下のような規程をその内容としていますが、両者では、規制対象物（有害廃棄物等）の範囲や、輸出入にあたっての手続き等に多少の違いがあります。

- 有害廃棄物等の発生抑制及び国内処理の原則
- 有害廃棄物等を輸出する際の輸出国・通過国への事前通告、同意取得義務
- 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- 移動書類の携帯等

OECD加盟国一覧（2024年2月現在）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、米国（※）

※米国はバーゼル条約締約国ではありませんが、リサイクル目的の場合、OECD理事会決定に従って輸出入することができます。

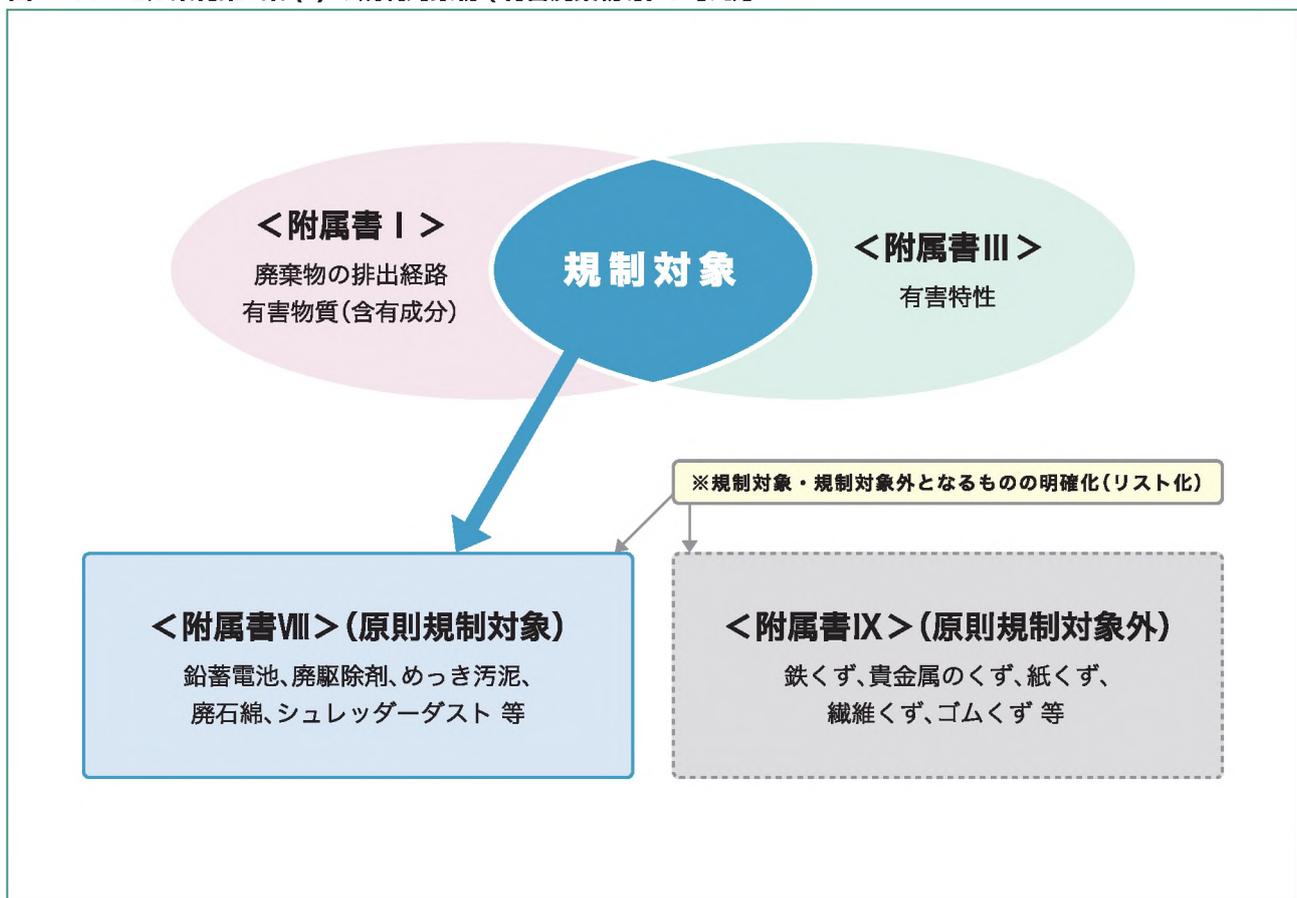
2.2. 規制対象物(有害廃棄物等)の範囲

バーゼル条約・OECD理事会決定では、「廃棄物」であって「有害な特性を有するもの」を有害廃棄物として規制対象としていますが、規制対象物の範囲は以下のように定められています。

- 廃棄物：バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業(最終処分、リサイクル等)がされるもの
- 規制対象物：次のいずれかに該当するもの
 - ①特定の排出経路から排出された廃棄物又は有害物質を含む廃棄物であって、有害な特性を有するもの(バーゼル条約第1条1(a))
 - ②家庭系廃棄物及びプラスチックの廃棄物(バーゼル条約附属書IIに掲げる廃棄物)
 - ③締約国の国内法令により有害であるとされている廃棄物(バーゼル条約事務局に通報されたもの)

なお、このうち①に該当するか否かを具体的に示したリストとして、バーゼル条約附属書VIII(原則として規制対象)とバーゼル条約附属書IX(原則として規制対象外)が作成されています。

図1：バーゼル条約第1条(a)の規制対象物(有害廃棄物等)の考え方

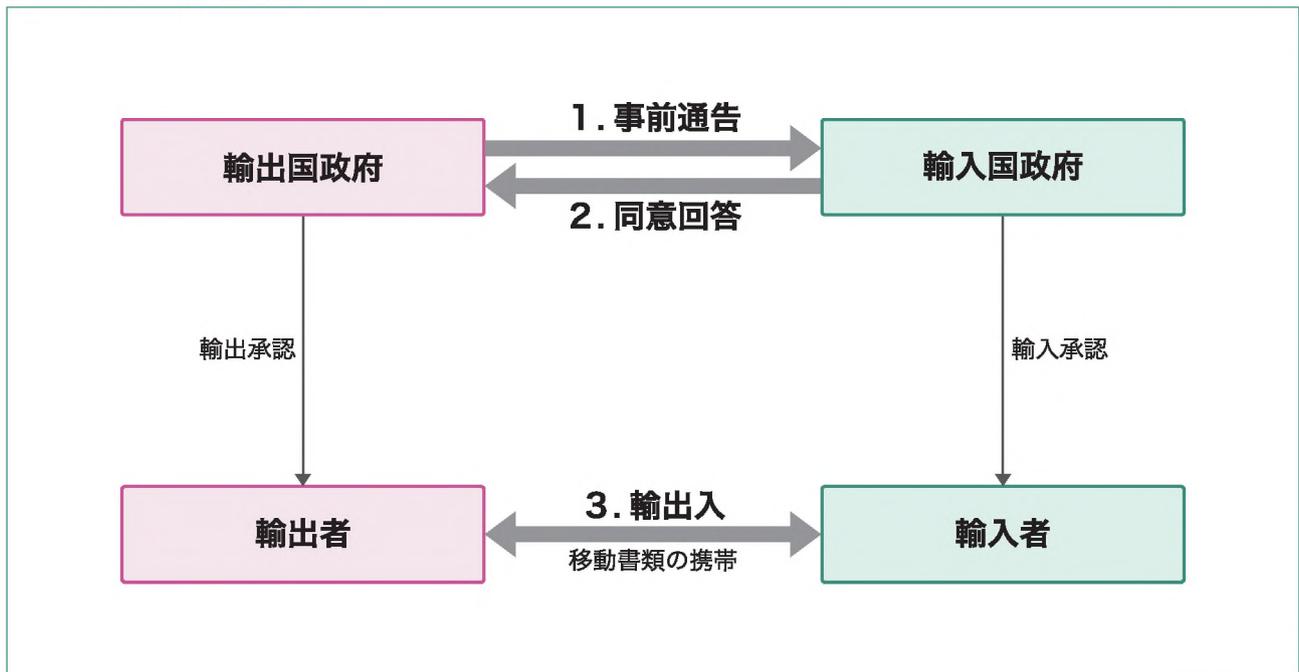


2.3. 事前通告制度

バーゼル条約とOECD理事会決定では、有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保するため、有害廃棄物等を輸出入する場合には、あらかじめ、通過国・輸入国に対して当該輸出の概要について連絡を行い(事前通告)、相手国から輸出の同意を得ないと輸出できないこととなっています。

バーゼル条約上の規制対象物に関しては、締約国間での解釈に多少の差異があり、我が国のバーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国へ返送(シッパック)される事例も近年増加しております。

図2：バーゼル手続の概要



2.4. バーゼル法と廃棄物処理法

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができなくなった物を「廃棄物」として規制しています。廃棄物に該当するか否かについては、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされています。たとえば、焼却灰、家庭ごみ等が考えられます。

貨物が規制対象物か否かを判断・証明するためには、図3のような事項を客観的に証明することが必要となります。

図3：規制対象物の判断・証明のポイント

法律	ポイント	書類
バーゼル法	<ul style="list-style-type: none">・有害性の有無・輸出入後の貨物の取り扱い (リサイクルか処分か)	<ul style="list-style-type: none">・分析結果・処理工程図 等
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none">・取引価値・通常の実態・物の性状	<ul style="list-style-type: none">・契約書・市況に関する資料・貨物の写真 等

3 輸出入手続きについて

3.1. 概要

バーゼル条約と OECD 理事会決定を履行するために、日本では、バーゼル法と廃棄物処理法を整備し、これら2法と外為法で、廃棄物等の輸出入に関して必要な規制等を行っています。バーゼル法・廃棄物処理法のいずれの法律においても、規制対象となる物を輸出入する場合には、以下の手続きが必要となっています。

(1)バーゼル法による輸出入規制の概要

- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け
- 上記承認に際しての環境大臣の確認等の手続
- 移動書類の携帯の義務付け
- 不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令 等

(2)廃棄物処理法による輸出入規制の概要

- 廃棄物の輸出時の環境大臣確認、輸入時の環境大臣許可の取得義務付け
- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け 等

3.2. 輸出入手続きの概略

バーゼル法又は廃棄物処理法の規制対象物を輸出入する場合には、以下のような手続きが必要となります。

3.2.1. バーゼル法

(1)輸出(P7 図4)

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等を輸出しようとする場合には、あらかじめ、輸出の相手国の書面による同意、バーゼル法に基づく環境大臣の確認、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。また、実際に貨物を運搬する際には輸出移動書類を携帯し、処分に当たっては輸出移動書類に記載された内容に従って環境保全上適正に行うことが必要となります。

(2)輸入(P8 図5)

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合には、あらかじめ、輸入の相手国からの書面による通告、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。また、実際に貨物を運搬する際には輸入移動書類を携帯し、処分に当たっては輸入移動書類に記載された内容に従って環境保全上適正に行うことが必要となります。また、処分を行ったときは、決められた様式に従って、その旨を経済産業大臣、環境大臣、輸出者及び輸入の相手国に報告する必要があります。

3. 2. 2. 廃棄物処理法

(1)輸出

廃棄物処理法に規定する廃棄物を輸出しようとする場合には、環境大臣による確認、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。環境大臣による確認は、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること、国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること、申請者が法的な処理責任を持った者(一般廃棄物であれば市町村、産業廃棄物であれば排出事業者)であること等についてチェックすることとなっています。

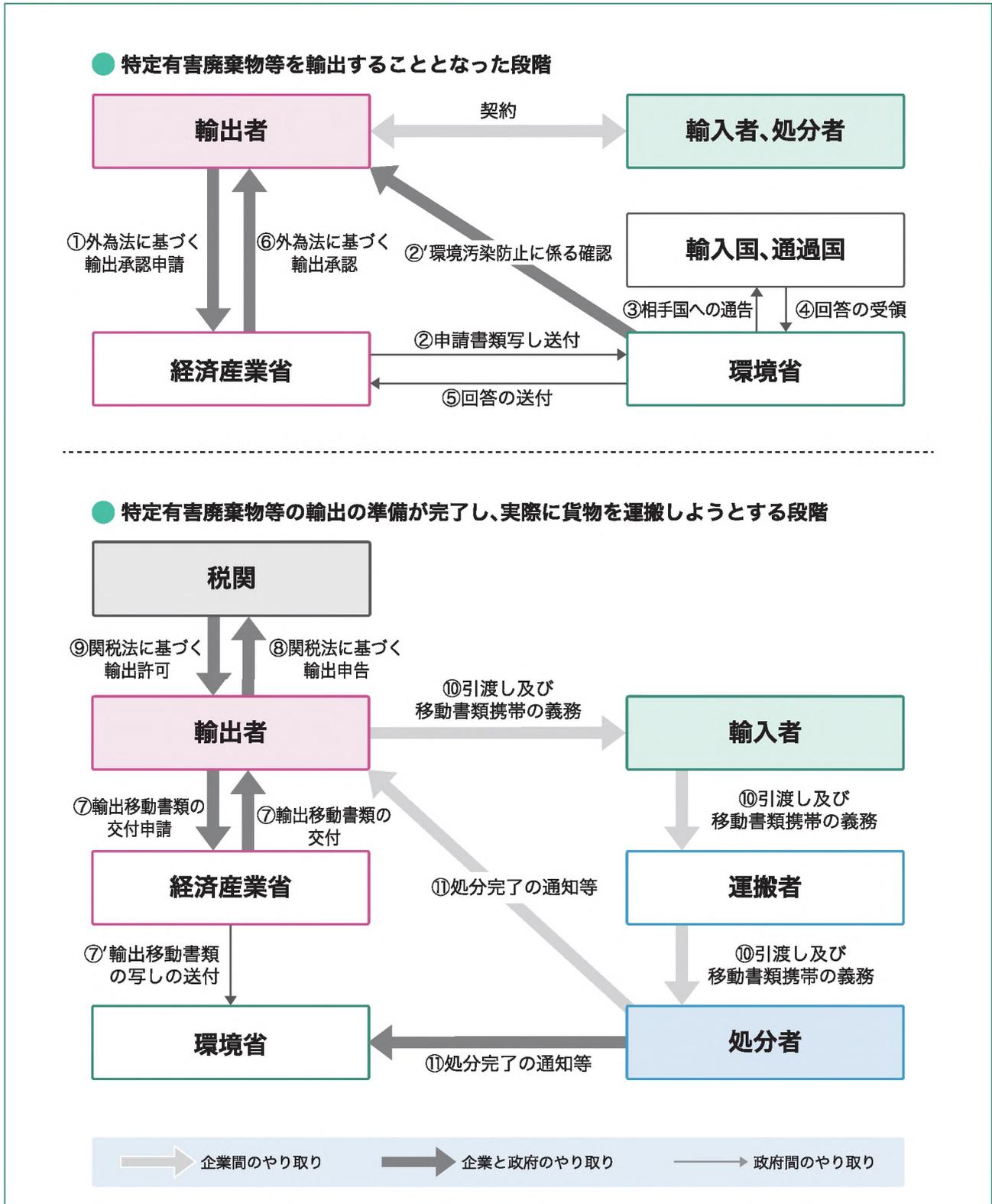
(2)輸入

廃棄物処理法に規定する廃棄物を輸入しようとする場合には、環境大臣による許可、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。環境大臣による許可は、輸入廃棄物が国内において適正に処理されること等についてチェックすることとなっています。

3.3. 輸出入手続きの流れ

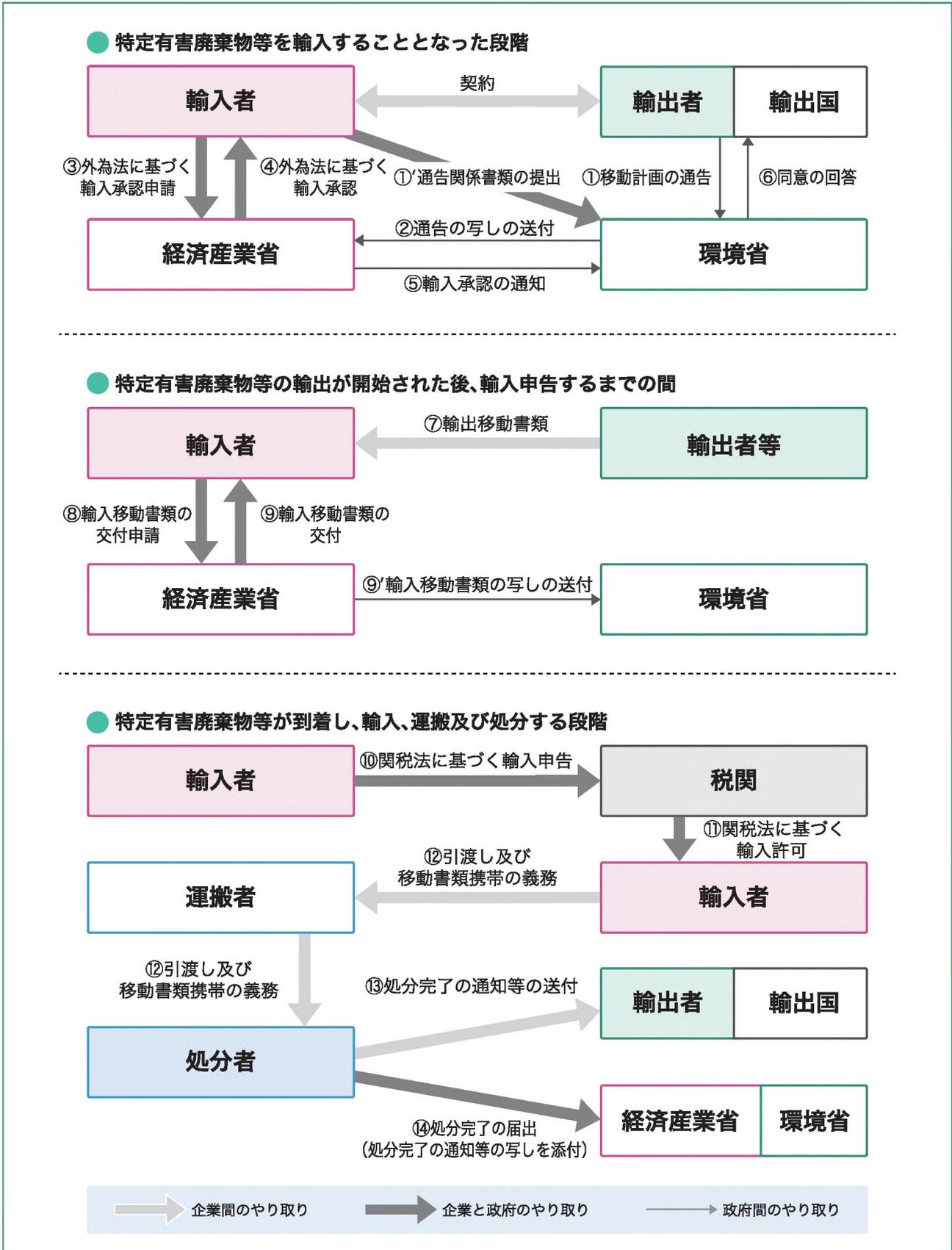
3.3.1. 輸出

図4：特定有害廃棄物等を輸出するときの手続き



3.3.2. 輸入

図5：特定有害廃棄物等を輸入するときの手続き

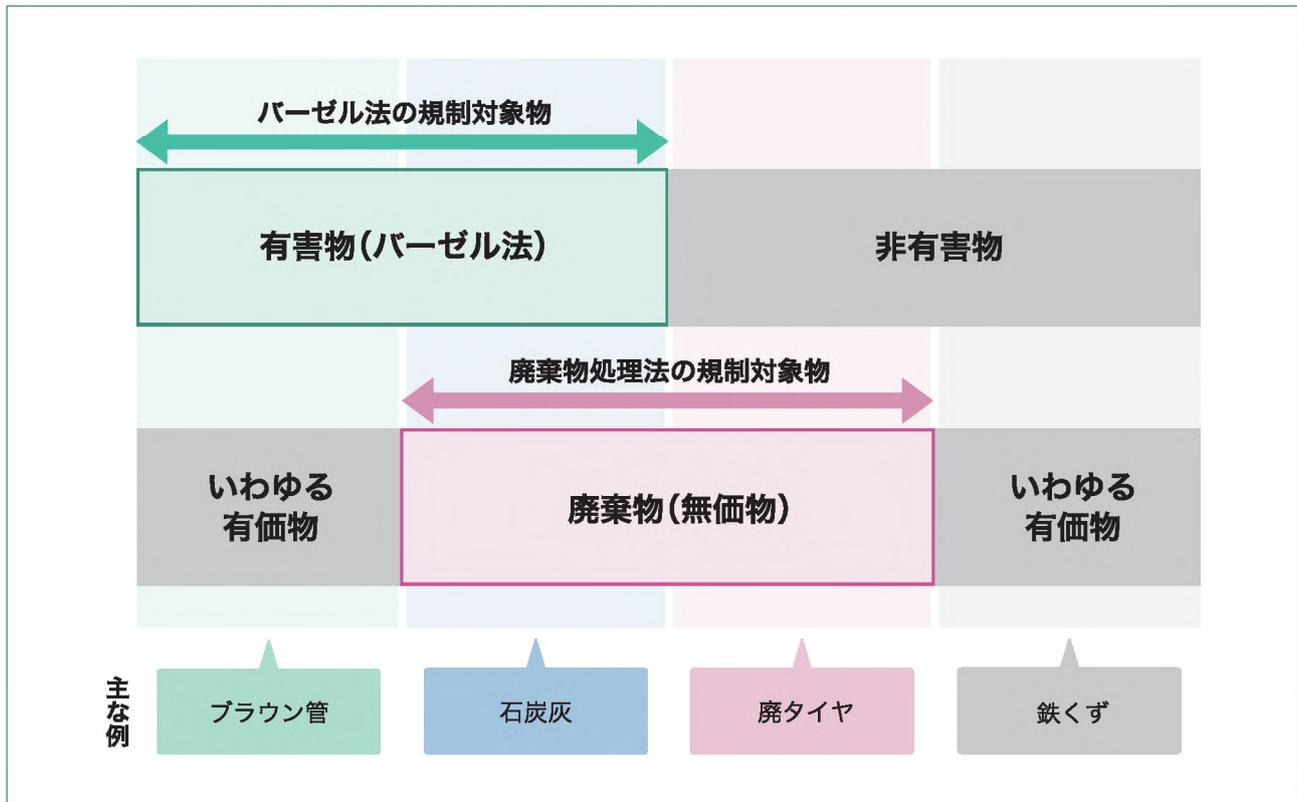


4 規制対象物

4.1 規制対象物の考え方

バーゼル法では「特定有害廃棄物等」について、廃棄物処理法では国内で「廃棄物」とされているものについて、それぞれの規制を行っております。したがって、貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両法の規制対象となる場合があります。

図6：バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象物の考え方



バーゼル法の規制対象物は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」(特定有害廃棄物等省令)(P14～P22)において具体的に定めており、輸出か輸入か、OECD加盟国か非OECD加盟国か、リサイクル目的か処分目的か、によって異なります。

具体的には以下のとおりです。(廃棄物処理法は輸出入を行う相手国等によって、規制対象物は変わりません)

(1) OECD理事会決定のグリーンリスト対象物の輸出入について

OECD理事会決定のグリーンリスト対象物については、特定有害廃棄物等省令別表第二(P14)に掲げております。これらを輸出入する場合の規制対象の考え方は以下のとおりです。

①リサイクル目的で輸出する場合

OECD加盟国に向けた場合は規制対象外となります。非OECD加盟国に向けた場合は、規制対象となります。

(3)分析試験について

廃棄物等の分析試験を行うために輸出入することは、廃棄物処理技術・再生利用技術の進展に寄与すると考えられることから、バーゼル法及び廃棄物処理法における輸出入の手続きを一部緩和しております。分析試験を行うための輸出入における規制対象の考え方は、以下のとおりとなります。

図8：分析試験目的の規制対象物の考え方

		輸出		輸入	
		OECD	非OECD	OECD	非OECD
分析試験目的 (25kg超)	バーゼル法	規制対象(分析試験用の提出書類で可)			
	廃棄物処理法				
分析試験目的かつ 25kg以下 (PCB及びPCBを含むものを除く)	バーゼル法	規制対象外	規制対象 (分析試験用の提出書類で可)	規制対象外	
	廃棄物処理法	規制対象外 (要届出)			

(4) 電気及び電子機器廃棄物 (e-waste) の該非判断について

e-waste については、A1181 のコードによって有害な e-waste の機器・部品・破砕物が、Y49 のコードによって非有害な e-waste の機器・部品・破砕物がバーゼル法の規制対象となります。ただし、B1010 もしくは B1050 のコードによって規定されている破砕物については、バーゼル法の規制対象外となります。具体的な判断基準については、環境省のホームページから「電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準」を確認してください。なお、GC010 もしくは GC020 のコードに該当する電子スクラップについては、OECD 加盟国向けの輸出の場合、または全ての国からの輸入の場合、バーゼル法の規制対象外となります。ただし、輸出の場合は、輸出相手国の法令における扱いについて、輸出者において確認することが必要です。

電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r06basel_law01.pdf

図9: 機器に関する有害性該非判断

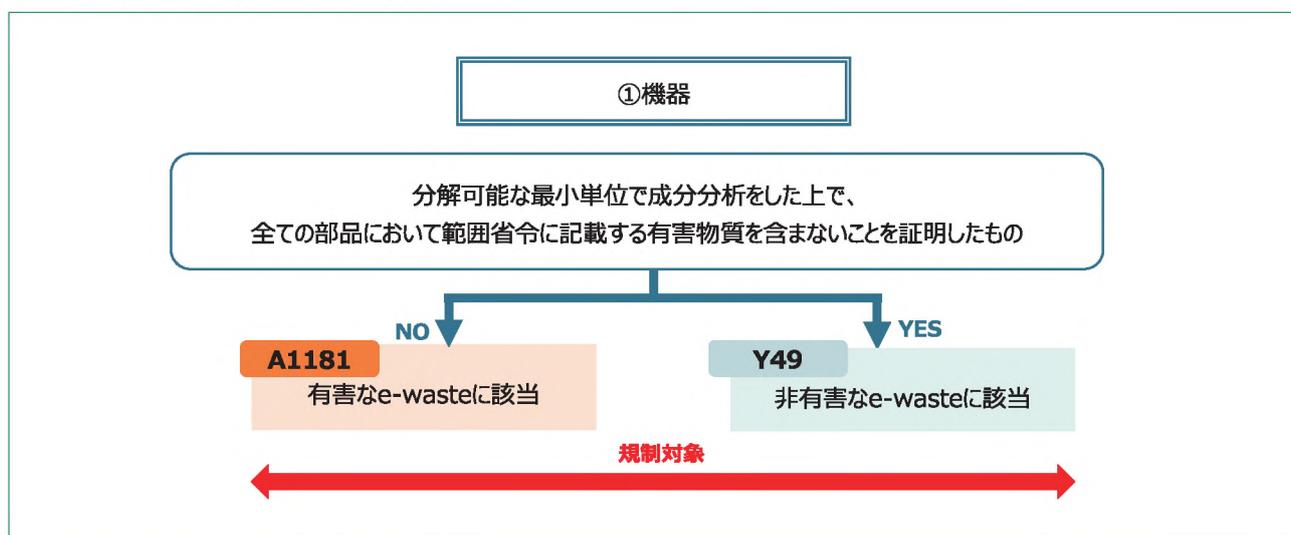


図10: 部品に関する有害性該非判断

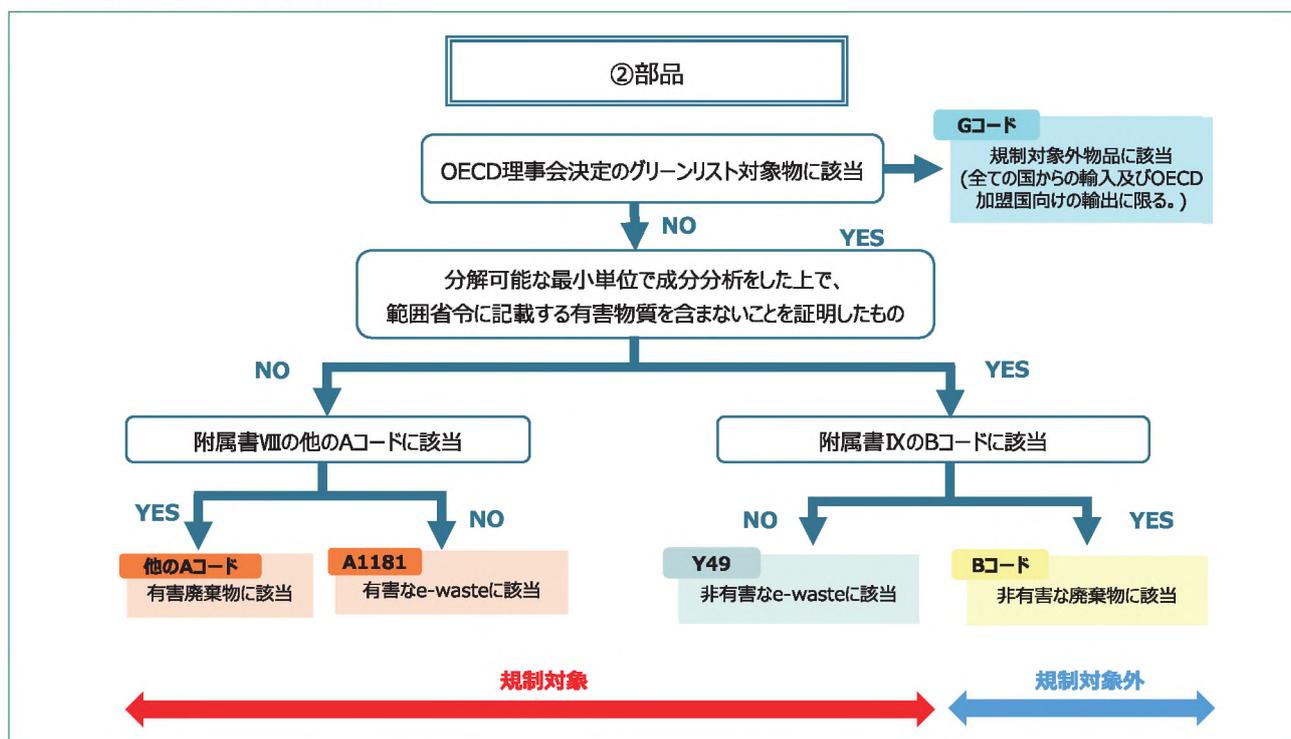
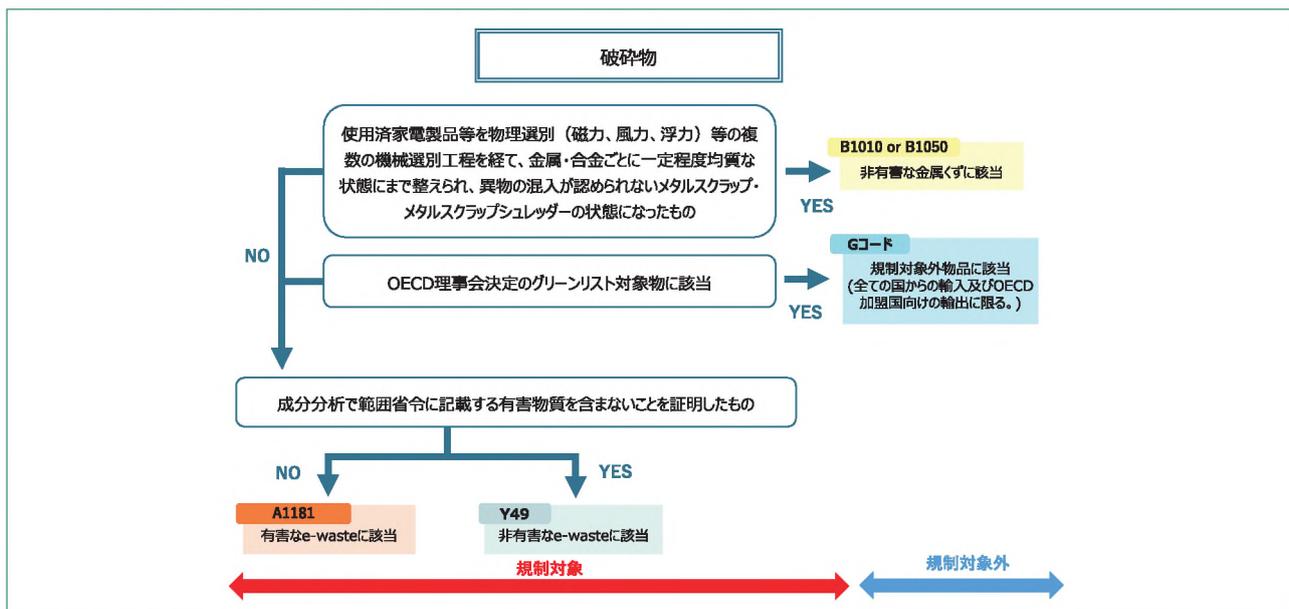


図 11 : 破砕物に関する有害性該非判断



(5) プラスチックの該非判断について

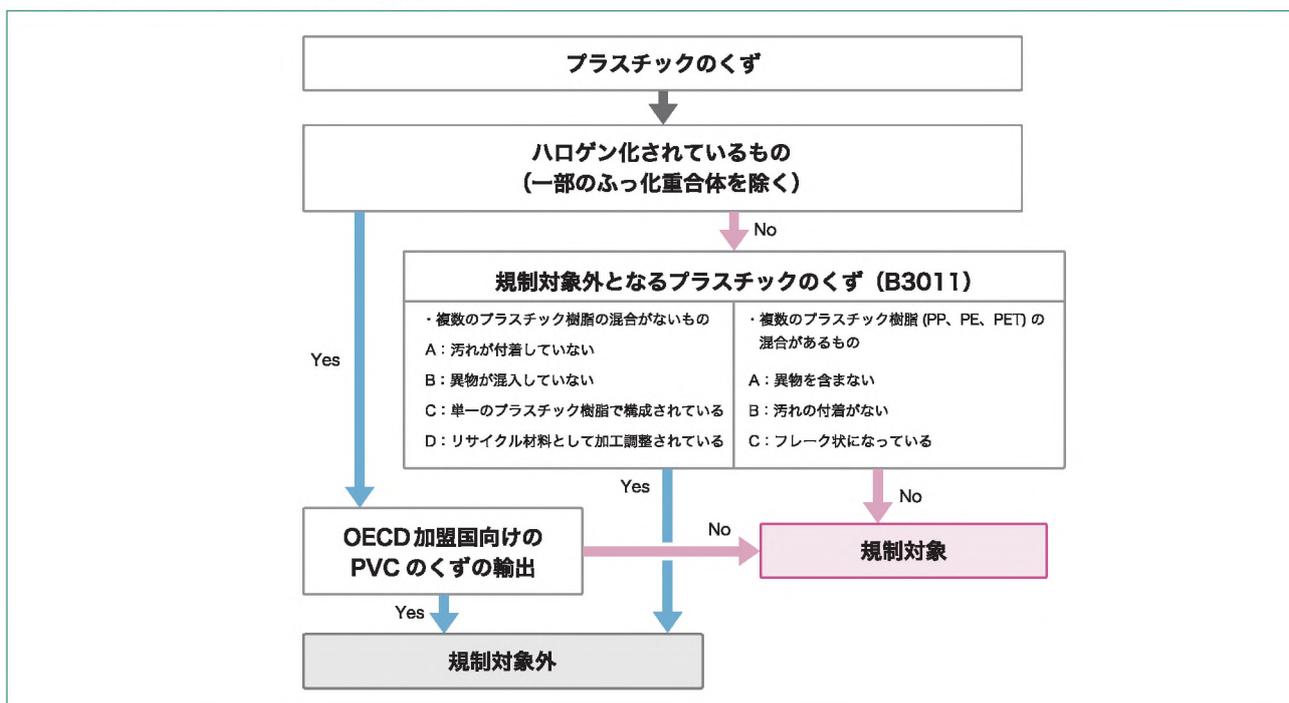
プラスチックのくずの輸出にあっては、以下のフロー図に基づいて判断が必要となります。

バーゼル法の規制対象外となるプラスチックのくず（B3011）は、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないものです。規制対象外となるプラスチックのくず（B3011）の具体的な判断基準については、環境省のホームページから「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」を確認してください。なお、OECD 加盟国向けの輸出の場合、塩化ビニルの重合体（PVC）のくずはバーゼル法の規制対象外ではありますが、輸出相手国の法令における扱いについては、輸出者において確認することが必要です。

プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law02.pdf

図 12 : プラスチックのくずの該非判断



4.2. 規制対象リスト

別表第一 (パーゼル法に定める処分行為)

一	条約附属書IVAに掲げる処分作業に該当するもの	
	一 地中又は地上への投棄	D1
	二 土壌処理	D2
	三 地中の深部への注入	D3
	四 表面貯留	D4
	五 特別に設計された処分場における埋立て	D5
	六 海洋を除く水域への放出	D6
	七 海洋への放出(海底下への挿入を含む。)	D7
	八 生物学的処理(この表において他に規定されているものを除く。)であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの	D8
	九 物理化学的処理(この表において他に規定されているものを除く。)であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの	D9
	十 陸上における焼却	D10
	十一 海洋における焼却	D11
	十二 永久保管	D12
	十三 第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合	D13
	十四 第一号から第十三号まで又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包	D14
	十五 第一号から第十四号までに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管	D15
二	条約附属書IVBに掲げる再生利用に該当するもの	
	一 燃料としての利用(直接焼却を除く。)その他のエネルギーを発生させるための手段としての利用	R1
	二 溶剤の回収利用又は再生	R2
	三 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用	R3
	四 金属又は金属化合物の再生利用又は回収利用	R4
	五 無機物(前号に掲げる物を除く。)の再生利用又は回収利用	R5
	六 酸又は塩基の再生	R6
	七 汚染の除去のために使用した成分の回収	R7
	八 触媒からの成分の回収	R8
	九 使用済みの油の精製又はその他の再利用	R9
	十 農業又は生態系の改良のための土壌処理	R10
	十一 第一号から第十号までに掲げるいずれかの作業から得られた残滓の利用	R11
	十二 第一号から第十一号までに掲げるいずれかの作業に提供するための廃棄物の交換	R12
	十三 第一号から第十二号までに掲げるいずれかの作業のための物の集積	R13

備考 下欄に掲げる符号は、条約附属書IVの番号である。

別表第二 (OECD理事会決定に基づくグリーン対象物)

一	貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであって金属を含むもの	GB040
二	金属を含む物であって次に掲げる物	
	一 金属のみから成る電気部品	GC010
	二 プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの	GC020
	三 解体される船舶又は海上浮体構造物(貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。)	GC030
	四 使用済みの流動触媒(液体であるものを除く。)	GC050
三	グラスファイバー	GE020
四	成形後焼成されている陶磁器のくず(セラミック製の容器を含む。)	GF010
五	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
	一 燃え殻又はスラグトップから排出されるスラグ(石炭火力発電所から生ずるものに限る。)	GG030
	二 石炭火力発電所から生ずる飛灰	GG040
六	塩化ビニルの重合体のくず	GH013
七	なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げる物	
	一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず	GN010
	二 馬毛のくず	GN020
	三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛若しくはその部分(加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。)	GN030

備考 1 三の項又は四の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。

2 各項の下欄に掲げる符号は、理事会決定附属書3の番号である。

3 この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書IIIに掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。

別表第三 (原則として規制対象とならない物)

一 金属(金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。)又は金属を含む物であって次に掲げる物 一次に掲げる金属のくず(金属状であって飛散性を有しないものに限る。)	B1010
イ 貴金属(金、銀又は白金族(いずれかの合金であるものを含む。))に限り、水銀(合金であるものを含む。)を除く。)のくず	
ロ 鉄(合金であるものを含む。)のくず	
ハ 銅(合金であるものを含む。)のくず	
ニ ニッケル(合金であるものを含む。)のくず	
ホ アルミニウム(合金であるものを含む。)のくず	
ヘ 亜鉛(合金であるものを含む。)のくず	
ト すす(合金であるものを含む。)のくず	
チ タングステン(合金であるものを含む。)のくず	
リ モリブデン(合金であるものを含む。)のくず	
ヌ タンタル(合金であるものを含む。)のくず	
ル マグネシウム(合金であるものを含む。)のくず	
ヲ コバルト(合金であるものを含む。)のくず	
ワ ビスマス(合金であるものを含む。)のくず	
カ チタン(合金であるものを含む。)のくず	
ヨ ジルコニウム(合金であるものを含む。)のくず	
タ マンガン(合金であるものを含む。)のくず	
レ グルマニウム(合金であるものを含む。)のくず	
ソ パナジウム(合金であるものを含む。)のくず	
ツ ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム(いずれかの合金であるものを含む。)のくず	
ネ トリウム(合金であるものを含む。)のくず	
ナ 希土類金属(合金であるものを含む。)のくず	
ラクロム(合金であるものを含む。)のくず	
二 次に掲げる金属のくずであって清浄なもの(薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1020
イ アンチモン(合金であるものを含む。)のくず	
ロ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくず	
ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくず	
二 鉛(合金であるものを含む。)のくず(別表第四の一の項第十六号に掲げる物を除く。)	
ホ セレン(合金であるものを含む。)のくず	
ヘ テルル(合金であるものを含む。)のくず	
三 耐火性金属(残滓であるものを含む。)のくず	B1030
四 モリブデン、タンングステン、チタン、タンタル、ニオブ若しくはレニウム又はこれらの合金で、飛散性を有するもの(別表第四の一の項第五号に掲げる物を除く。)	B1031
五 発電に用いられる部品のくず(別表第六第二十五号八に掲げる物(PCB又はポリ塩化テルフェニル(以下「PCT」という。))に係るものに限る。)に該当せず、かつ、潤滑油(別表第五第八号又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)を含まないものに限る。)	B1040
六 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1050
七 金属セレン又は金属テルルのくず(粉末状のものを含む。)	B1060
八 銅又は銅合金であって飛散性を有するもの(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1070
九 亜鉛を含む灰又は残滓(亜鉛合金の残滓を含む。)であって飛散性を有するもの(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)	B1080
十 分別された電池(不良品であるものを除く。)のくず(別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1090
十一 金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げる物	B1100
イ ハードジังก์スベルター	
ロ 亜鉛を含むドロスであって次に掲げる物	
(1) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス(亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。)	
(2) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス(亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)	
(3) 亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス(亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。)	
(4) 厚板の溶融亜鉛めっきに伴い生ずるドロス(パッチ操作に伴い生ずるものであって、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)	
(5) 亜鉛のスキミング	
ハ アルミニウムのスキミング(ソルトスラグを除く。)	
ニ 銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの(別表第六第六号、第八号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	
ホ 銅の精錬に用いられる耐火性のライニング(るつぽを含む。)	
ヘ 貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの	
ト タンタル又はその化合物を含むすすスラグ(すすの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)	
十二 プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物(別表第四の一の項第十九号に含まれるもの又は別表第一の一の項の作業若しくは処分作業のいずれかの段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十六条の二第一号若しくは第二号に規定する方法以外の熱処理を伴う処分作業が予定されているものを除く。)	B1115
十三 使用済みの触媒であって次に掲げる物(液状のものを除く。)	B1120
イ 遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの(別表第四の一の項第十四号に掲げる物を除く。)	
(1) スカンジウム	
(2) チタン	
(3) パナジウム	
(4) クロム	
(5) マンガン	
(6) 鉄	
(7) コバルト	
(8) ニッケル	
(9) 銅	
(10) 亜鉛	
(11) イットリウム	
(12) ジルコニウム	

13) ニオブ	
14) モリブデン	
15) ハフニウム	
16) タンタル	
17) タングステン	
18) レニウム	
□ 希土類金属の触媒であって次のいずれかを含むもの	
(1) ランタン	
(2) セリウム	
(3) プラセオジウム	
(4) ネオジウム	
(5) サマリウム	
(6) ユーロピウム	
(7) ガドリニウム	
(8) テルビウム	
(9) ジスプロシウム	
(10) ホルミウム	
(11) エルビウム	
(12) ツリウム	
(13) イッテルビウム	
(14) ルテチウム	
十四 貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの	B1130
十五 貴金属を含む固形状の残滓(別表第六第十五号に掲げる物に該当しないものに限る。)	B1140
十六 飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属(金、銀又は白金族(いずれかの合金であるものを含む。))に限り、水銀(合金であるものを含む。))を除く。)であって、適切にごん包され、かつ、内容物を表示したもの	B1150
十七 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1160
十八 写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰	B1170
十九 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム	B1180
二十 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙	B1190
二十一 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ	B1200
二十二 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ(二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。)	B1210
二十三 亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用に加工されたものに限る。)	B1220
二十四 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール	B1230
二十五 酸化銅のミルスケール	B1240
二十六 廃自動車(液状の物を除去したものに限る。)	B1250
二 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一 採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げる物(飛散性を有しないものに限る。)	B2010
イ 天然黒鉛	
□ 粘板岩(粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。)	
ハ 雲母	
ニ 白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト	
ホ 長石	
ヘ ぼたる石	
ト 固形状の珪素(鑄造操作で用いられるものを除く。)	
二 カレットその他のガラスのくず(ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。)	B2020
三 セラミックのくずであって次に掲げる物(飛散性を有しないものに限る。)	B2030
イ サーマットのくず	
□ セラミックファイバー(この表又は別表第四に掲げる物を除く。)	
四 前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げる物	B2040
イ 排煙脱硫石膏(精製されたものに限る。)	
□ 石膏ボード(工作物の除去に伴い生ずるものに限る。)	
ハ 銅の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。)	
ニ 固形状の硫黄	
ホ カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰(水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。)	
ヘ 塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム	
ト 炭化珪素	
チ コンクリート	
リ リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず	
五 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの	B2050
六 飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭	B2060
七 泥状のふっ化カルシウム	B2070
八 化学工業の反応の過程から生ずる石膏(別表第四に掲げる物を除く。)	B2080
九 石油コークス又はピッチューメンから成る陽極端であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、かつ、再生利用するために清浄にされたもの(塩化アルカリ電解又は冶金工業において使用されたものを除く。)	B2090
十 アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓(ガスの浄化、凝集又は昇る過程において使用されたものを除く。)	B2100
十一 赤泥(ボーキサイトの残滓であって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。)	B2110
十二 水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体(別表第五若しくは別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)	B2120
十三 道路の建設又は維持から生ずるタールを含まない厩青物	B2130

三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
	一次に掲げるプラスチックのくず	B3011
	イ 次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの	
	(1) 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず	
	(i) ポリエチレン（別名PE）のくず	
	(ii) ポリプロピレン（別名PP）のくず	
	(iii) ポリスチレン（別名PS）のくず	
	(iv) アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず	
	(v) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず	
	(vi) ポリカーボネート（別名PC）のくず	
	(vii) ポリエーテルのくず	
	(viii) (i) から (vii) までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず	
	(2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず	
	(i) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず	
	(ii) フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず	
	(iii) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず	
	(iv) エポキシ樹脂のくず	
	(v) アルキド樹脂のくず	
	(vi) (i) から (v) までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず	
	(3) 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）	
	(i) パーフルオロエチレン-プロピレン（別名FEP）のくず	
	(ii) パーフルオロアルコキシアルカンのくず（テトラフルオロエチレン-パーフルオロアルキルビニルエーテル（別名PFA）及びテトラフルオロエチレン-パーフルオロメチルビニルエーテル（別名MFA）を含む。）	
	(iii) ふっ化ポリビニル（別名PVF）のくず	
	(iv) ふっ化ポリビニリデン（別名PVDF）のくず	
	ロ ポリエチレン（別名PE）、ポリプロピレン（別名PP）又はポリエチレンテレフタレート（別名PET）のみから成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの	
	二 紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B3020
	イ さらしていない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙	
	ロ 紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）	
	ハ 主として機械パルプから製造した紙又は板紙	
	ニ イからハまでに掲げる物以外の物（ラミネート板紙又は分別されていないものを含む。）	
	三 液体のための混合包装の前処理から生ずる次に掲げる物であって、条約附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で別表第五又は別表第六に掲げる物を含むもの	B3026
	イ 分離することができない少量のプラスチック	
	ロ 分離することができない少量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物	
	四 ラミネート加工された接着性ラベルの製造に伴い生ずる物であって、ラベルの製造に使用される原材料を含むもの	B3027
	五 次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）	B3030
	イ 絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物	
	(1) カード又はコムしていない物	
	(2) (1)に掲げる物以外の物	
	ロ 羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含み、反毛した繊維を除く。）であって次に掲げる物	
	(1) 羊毛又は織獣毛のノイル	
	(2) 羊毛又は織獣毛のくず	
	(3) 粗獣毛のくず	
	ハ 絹のくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物	
	(1) 糸くず	
	(2) 反毛した繊維	
	(3) (1)又は(2)に掲げる物以外の物	
	ニ 亜麻のトウ又はくず	
	ホ 大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）	
	ヘ ジュートその他の紡織用靱皮繊維（亜麻、大麻又はラミーを除く。）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）	
	ト サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）	
	チ ココヤシのトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）	
	リ アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）	
	ヌ ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含み、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）	
	ル 人造繊維のくず（ノイル、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物	
	(1) 合成繊維製の物	
	(2) 再生繊維又は半合成繊維製の物	
	ヲ 中古の衣類その他の中古の繊維製品	
	ワ ねん糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物	
	(1) 分別された物	
	(2) (1)に掲げる物以外の物	
	六 カーベット	B3035
	七 ゴムのくずであって次に掲げる物（ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。）	B3040
	(1) 硬質ゴムのくず	
	(2) (1)に掲げる物以外の物（他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）	

八 天然のコルク又は木材のくずであって次に掲げる物 イ 木材のくず(丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。)	B3050
ロ 破碎し、粒にし、又は粉碎したコルクのくず	
九 食品工業において生ずる物であって次に掲げる物(病毒を移しやすい物質を含むものを除く。)	B3060
イ ぶどう酒かす	
ロ 飼料の用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの(ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。)	
ハ デグラス(脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残滓をいう。)	
ニ 骨又はホーンコアのくず(加工していないもの又は脱脂し、単に整え、酸処理し、若しくは脱膠したものに限り、特定の形状に切ったものを除く。)	
ホ 魚のくず	
ヘ カカオ豆の殻、皮その他のくず	
ト イからへまでに掲げる物以外の物	
十 動物性又は植物性の食用油脂であって、条約附属書Ⅲの特性を有しないもの	B3065
十一 次に掲げる物	B3070
イ 人髪のかす	
ロ わらくず	
ハ ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であって、飼料の用に供するもの(滅菌されたものに限る。)	
十二 ゴムの切片又はくず	B3080
十三 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤(以下「駆除剤」という。)を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3090
十四 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3100
十五 獣皮のくず(病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3110
十六 食品着色料から成る物	B3120
十七 過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル(別表第六第二十一号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3130
十八 空気タイヤ(別表第一の一の項に掲げる処分作業が予定されたものを除く。)	B3140
四 無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ若しくは硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第六第一号から第十三号まで、第二十二号若しくは第二十三号に掲げる物のいずれにも該当しないもの	B4010
二 樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤(以下「樹脂等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの	B4020

備考 1 この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。
2 下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅸの番号である。

別表第四 (原則として規制対象となる物)

一 金属又は金属を含む物であって次に掲げる物	
一次のいずれかの金属から成る物	A1010
イ アンチモン(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号イに掲げる物を除く。)	
ロ 砒素(合金であるものを含む。)	
ハ ベリリウム(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ロに掲げる物を除く。)	
ニ カドミウム(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ハに掲げる物を除く。)	
ホ 鉛(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ニに掲げる物を除く。)	
ヘ 水銀(合金であるものを含む。)	
ト セレン(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ホ又は同項第七号に掲げる物を除く。)	
チ テルル(合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ヘ又は同項第七号に掲げる物を除く。)	
リ タリウム(合金であるものを含む。)	
二次のいずれかを含む物(塊状の金属であるものを除く。)	A1020
イ アンチモン又はアンチモン化合物	
ロ ベリリウム又はベリリウム化合物	
ハ カドミウム又はカドミウム化合物	
ニ 鉛又は鉛化合物	
ホ セレン又はセレン化合物(別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。)	
ヘ テルル又はテルル化合物(別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。)	
三次のいずれかを含む物	A1030
イ 砒素又は砒素化合物	
ロ 水銀又は水銀化合物	
ハ タリウム又はタリウム化合物	
四次のいずれかを含む物	A1040
イ 金属カルボニル	
ロ 六価クロム化合物	
五 めっき汚泥	A1050
六 金属の酸洗いに伴い生ずる液体	A1060
七 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥	A1070
八 別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない亜鉛の残滓であって、別表第六第八号又は第十三号に掲げる物のいずれかに該当するもの	A1080
九 絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰	A1090
十 銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓	A1100
十一 銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液	A1110
十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。)	A1120
十三 溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液	A1130

	十四 塩化第二銅又はシアン化銅触媒	A1140
	十五 プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A1150
	十六 鉛蓄電池又は無停電電源装置(破碎されているか否かを問わない。)	A1160
	十七 分別されていない電池(別表第三の一の項第十号に掲げる電池のみの混合物を除く。)又は、同号に掲げる物のいずれにも該当しない電池であって別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A1170
	十八 電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物(別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。)	A1181
	イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物	
	ロ 別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	
	ハ ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)	
	ニ 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫	
	ホ 電気洗濯機又は衣類乾燥機	
	ヘ テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物	
	(1) プラズマ式のもの又は液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)	
	(2) ブラウン管式のもの	
	ト 電動ミシン	
	チ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	
	リ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	
	ヌ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	
	ル 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	
	ヲ フィルムカメラ	
	ワ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	
	カ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(ニに掲げる物を除く。)	
	ヨ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(ハに掲げる物を除く。)	
	タ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(ホに掲げる物を除く。)	
	レ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	
	ソ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	
	ツ 電気マッサージ器	
	ネ ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	
	ナ 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	
	ラ 蛍光灯器具その他の電気照明器具	
	ム 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	
	ウ 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	
	キ ラジオ受信機又はテレビジョン受信機(ヘに掲げる物を除く。)	
	ノ デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具	
	オ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	
	ク パーソナルコンピュータ	
	ヤ プリンターその他の印刷用電気機械器具	
	マ ディスプレイその他の表示用電気機械器具	
	ケ 電子書籍端末	
	フ 電子時計又は電気時計	
	コ 電子楽器又は電気楽器	
	エ ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具	
	テ 給湯器	
	ア 配電盤	
	十九 附属書Ⅲの特性を有する程度に、コールドタル、五十 ppm 以上の PCB、鉛、カドミウムその他有機ハロゲン化合物その他別表第五若しくは別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され、又は絶縁された金属ケーブル	A1190
二	無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
	一 ブラウン管その他これに類するガラスのくず	A2010
	二 液状又は泥状の無機ふっ素化合物(別表第三の二の項第七号に掲げる物を除く。)	A2020
	三 触媒(一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十三号又は第十四号に掲げる物を除く。)	A2030
	四 化学工業の反応の過程から生ずる石膏であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A2040
	五 石棉(粉じん又は繊維状のものに限る。)	A2050
	六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A2060
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物	
	一 石油コークス又はピッチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物	A3010
	二 当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機(冷却装置を有するものに限る。)	A3020
	三 鉛アンチノック剤を含む物	A3030
	四 熱交換用媒体として使用された液体	A3040
	五 樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第三の四の項第二号に掲げる物を除く。)	A3050
	六 ニトロセルロース	A3060
	七 液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物(クロロフェノールを含む。)	A3070
	八 エーテル類(別表第三の三の項第十七号に掲げる物を除く。)	A3080
	九 草のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3090
	十 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3100
	十一 獣皮のくず(病畜を移しやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物に該当するものに限る。)	A3110
	十二 シュレッダーダスト	A3120
	十三 有機燐化合物	A3130
	十四 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)	A3140
	十五 ハロゲン化された有機溶剤	A3150
	十六 有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	A3160
	十七 ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物	A3170

	十八 PCB、PCP、ポリ塩化ナフタレン(別名PCN)又はポリ臭化ビフェニル(以下「PBB」という。)若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ppm以上含む物	A3180
	十九 有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓(アスファルトセメントを除く。)	A3190
	二十 道路の建設又は維持から生ずるタールを含む塵青物	A3200
	二十一 別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物	A3210
四	無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
	一 医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第三の三の項第十一号八に掲げる物を除く。)	A4010
	二 医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物(医療、看護、歯科治療、獣医師治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。)	A4020
	三 駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(以下「植物用薬剤」という。)の製造、調剤若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適さないもの	A4030
	四 木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤(以下「木材保存用薬剤」という。)の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物	A4040
	五 次に掲げる物	A4050
	イ 無機シアン化合物を含む物(別表第三の一の項第十五号に掲げる物を除く。)	
	ロ 有機シアン化合物を含む物	
	六 油と水若しくは炭化水素と水の混合物又は乳濁液	A4060
	七 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第三の四の項第一号に掲げる物を除く。)	A4070
	八 爆発性を有する物(別表第三に掲げる物又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二条に該当するものを除く。)	A4080
	九 酸性又は塩基性の液体(別表第三の二の項第十二号に掲げる物を除く。)	A4090
	十 ばい煙処理施設から生ずる物(別表第三の二の項第四号イに掲げる物を除く。)	A4100
	十一 次のいずれかを含む物	A4110
	イ ポリ塩化ジベンゾフラン類	
	ロ ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン類	
	十二 過酸化物を含む物	A4120
	十三 包装又は容器(別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A4130
	十四 化学薬品(不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されていないものに限る。)を含む物(別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A4140
	十五 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A4150
	十六 使用済みの活性炭(別表第三の二の項第六号に掲げる物を除く。)	A4160

備考 1 この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。
2 下欄に掲げる符号は、条約附属書VIIの番号である。

別表第五 (規制対象となる物)

一	病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、助産所若しくは獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物	Y1
二	次に掲げる物	Y2
	イ 医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物	
三	廃医薬品	Y3
四	次に掲げる物	Y4
	イ 駆除剤若しくは植物用薬剤の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調剤に伴い生ずる物	
	ハ 駆除剤若しくは植物用薬剤の販売又はこれらの使用に伴い生ずる物	
五	次に掲げる物	Y5
	イ 木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調剤に伴い生ずる物	
	ハ 木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
六	次に掲げる物	Y6
	イ 有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調剤に伴い生ずる物	
	ハ 有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
七	当初に意図した使用に適さない鉱油	Y8
八	油と水若しくは炭化水素と水の混合物又は乳濁液	Y9
九	精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓	Y11
十	次に掲げる物	Y12
	イ インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行うインキ等の調剤に伴い生ずる物	
	ハ インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十一	次に掲げる物	Y13
	イ 樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
	ロ 販売又は授与の目的で行う樹脂等の調剤に伴い生ずる物	
	ハ 樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十二	次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの	Y14
	イ 国又は地方公共団体の試験研究機関	
	ロ 大学、短期大学若しくは高等専門学校又はその附属試験研究機関	
	ハ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所	
十三	爆発性を有する物(火薬類取締法第二条に該当するものを除く。)	Y15
十四	次に掲げる物	Y16

イ 感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品若しくは写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物	
ハ 写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十五 金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物	Y17
十六 事業活動に伴い生ずる物を用いた別表第一に掲げる処分作業に伴い生ずる物	Y18

備考 1 この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号又は第十六号に掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。
2 下欄に掲げる符号は、条約附属書1の分類記号である。

別表第六 (規制対象となる物)

一 金属カルボニルを含む物であって次に掲げる物	Y19
イ 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを○・一重量パーセント以上含む物	
ロ イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物	
二 ベリリウム元素を○・一重量パーセント以上含む物	Y20
三 六価クロム化合物を含む物であって次に掲げる物	Y21
イ 塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、四塩基性クロム酸亜鉛、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物	
ハ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号(以下「土壌環境基準告示」という。)別表の環境上の条件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号)第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に該当する物	
ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。)別表第三に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。)別表第一に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
四 銅化合物を含む物であって次に掲げる物	Y22
イ アセト亜硫酸銅、N・エチレンビス(サリチルアミンナト)銅(II)、塩化第一銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアン化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、硫酸銅又は硫酸銅を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 塩化第二銅アンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアン化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアン酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよ化第一銅を一重量パーセント以上含む物	
ハ イ又はロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物	
ニ 別表第一の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物(固形状のものに限る。)であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(銅に係るものに限る。)に適合しないもの	
五 亜鉛化合物を含む物であって次に掲げる物	Y23
イ 亜ジチオン酸亜鉛、亜硫酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は硫酸亜鉛を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、シュウ酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物	
ハ イ又はロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物	
六 砒素又は砒素化合物を含む物であって次に掲げる物	Y24
イ 砒素元素を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(砒素に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒素又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物	
ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(砒素又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(砒素又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
七 セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げる物(略)	Y25
イ セレン元素を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(セレンに係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物	
ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
八 カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げる物	Y26
イ カドミウム元素を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物	
ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
九 アンチモン元素を○・一重量パーセント以上含む物	Y27
十 テルル元素を○・一重量パーセント以上含む物	Y28
十一 水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げる物	Y29
イ 水銀元素を○・一重量パーセント以上含む物	
ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	

(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六條の二に規定する要件(水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物	
八 口に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(アルキル水銀化合物又は水銀若しくはその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
十二 タリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物	Y30
十三 鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げる物	Y31
イ 鉛元素を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六條の二に規定する要件(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物	
八 口に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
十四 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含む物であって次に掲げる物	Y32
イ 珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化臭素、三ふっ化ほう素二水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化燐酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふっ化水素酸を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ 珪ふっ化亜鉛、珪ふっ化アンモニウム、珪ふっ化カリウム、珪ふっ化ナトリウム、珪ふっ化バリウム、珪ふっ化マグネシウム、珪ふっ化マンガン、五ふっ化よう素、ふっ化水素カリウム、ふっ化水素ナトリウム、ふっ化第一すず、ふっ化バリウム、ほうふっ化アンモニウム、ほうふっ化カリウム、ほうふっ化ナトリウム、ほうふっ化マグネシウム又はほうふっ化リチウムを一重量パーセント以上含む物	
ハ イ又はロに掲げる無機ふっ素化合物以外の無機ふっ素化合物を含む物	
十五 無機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物	Y33
イ シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化鉛又はシアン化ニッケルを〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物	
ハ イ又はロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物	
ニ 別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(シアンに係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六條の二に規定する要件(シアン化合物に係るものに限る。)に該当する物	
ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
十六 水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物(固形状のものにあつては、当該固形状のものと蒸留水とが重量比一対三になるように混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。)	Y34,Y35
十七 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。)を含む物	Y36
十八 有機燐化合物を含む物であって次に掲げる物(略)	Y37
十九 有機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物(略)	Y38
二十 フェノール又はフェノール化合物を含む物であって次に掲げる物(略)	Y39
二十一 エーテルを含む物であって次に掲げる物(略)	Y40
二十二 ハロゲン化された有機溶剤を含むものであつて次に掲げる物(略)	Y41
二十三 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物であつて次に掲げる物(略)	Y42
二十四 ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ピフェニル類を二・三・七・八・四塩化ジベンゾパラジオキシン当量濃度で〇・〇〇三ppm以上含む物(ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ピフェニル類の二・三・七・八・ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン当量濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第三条に定める方法により算出したものとする。)	Y10,Y43 Y44
二十五 有機ハロゲン化合物(他の号に掲げる物を除く。)を含む物であつて次に掲げる物(略)	Y45

備考 1 この表における濃度基準は、分解可能な最小単位に含まれる有害物質の濃度基準とする。
2 この表に掲げる物には、第一号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくは八、第五号ロ若しくは八、第十四号ロ若しくは八、第十五号ロ若しくは八、第十八号ロ若しくは八、第十九号ロ若しくは八、第二十号ロ若しくは八、第二十一号ロ若しくは八、第二十二号ロ若しくは八、第二十三号ロ若しくは八又は第二十五号ロ若しくは八に掲げる物であつて、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

バーゼル条約附属書II (特別の考慮を必要とする廃棄物の分類)

Y46	家庭から収集される廃棄物
Y47	家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
Y48	<p>プラスチックの廃棄物(当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物(附属書VII A表の関連項目A3210参照) ・次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの <ul style="list-style-type: none"> ○主として一のハロゲン化されていない重合体(次の重合体を含むが、これらに限定されない。)から成るプラスチックの廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリエチレン(PE) ・ポリプロピレン(PP) ・ポリスチレン(PS) ・アクリロニトリルブタジエンスチレン(ABS) ・ポリエチレンテレフタレート(PET) ・ポリカーボネート(PC) ・ポリエーテル ○主として一の硬化した樹脂又は縮合物(次の樹脂を含むが、これらに限定されない。)から成るプラスチックの廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・尿素ホルムアルデヒド樹脂 ・フェノールホルムアルデヒド樹脂 ・メラミンホルムアルデヒド樹脂 ・エポキシ樹脂 ・アルキド樹脂 ○主として次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物(消費者によって捨てられた廃棄物を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・パーフルオロエチレン-プロピレン(FEP) ・パーフルオロアルコキシアルカン ・テトラフルオロエチレン-パーフルオロアルキルビニルエーテル(PFA) ・テトラフルオロエチレン-パーフルオロメチルビニルエーテル(MFA) ・ふっ化ポリビニル(PVF) ・ふっ化ポリビニリデン(PVDF) ・ポリエチレン(PE)、ポリプロピレン(PP)又はポリエチレンテレフタレート(PET)から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの
Y49	<p>電気及び電子廃棄物(附属書VII A表の関連項目 A1181 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気機器及び電子機器の廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ○電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの ○電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含み又はこれらにより汚染された部品(例えば、特定の回路基板、特定の表示機器)を含まないもの ・電気機器及び電子機器の廃部品(例えば、特定の回路基板、特定の表示機器)であって、附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除くほか、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの ・電気機器及び電子機器の廃棄物又は廃部品の処理から生ずる廃棄物(例えば、寸断又は破砕から生ずる断片)であって、附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除くほか、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

5 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者認定制度について

平成30年10月より、再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度が創設がされました。実際にバーゼル法の手続きを経て輸入を行ったことがある事業者が、それぞれ下に記載する認定の基準に適合する場合に経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができます。認定を受けた事業者が、認定の範囲の特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合には、輸入承認が不要となります(ただし、通告・同意の手続きはこれまで通り必要です)。詳しい流れはP26 図12をご確認ください。

また、再生利用等目的輸入事業者等が特定有害廃棄物等を適切に輸入し、再生利用しているかどうか確認するという観点から、毎年2月28日までに前年の認定に係る特定有害廃棄物等の輸入及び処分に関して定期報告を義務付けています。

- 認定の有効期間は5年
- 毎年の定期報告が必要

5.1. 認定の基準

事業者の認定にあたっては以下の基準に合致する事業者なのかを審査し、認定を行います。

(1)再生利用等目的輸入事業者

- 認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であること
- 輸入を的確に行うことができる者であること
- 運搬・保管が環境保全上適正であること 等

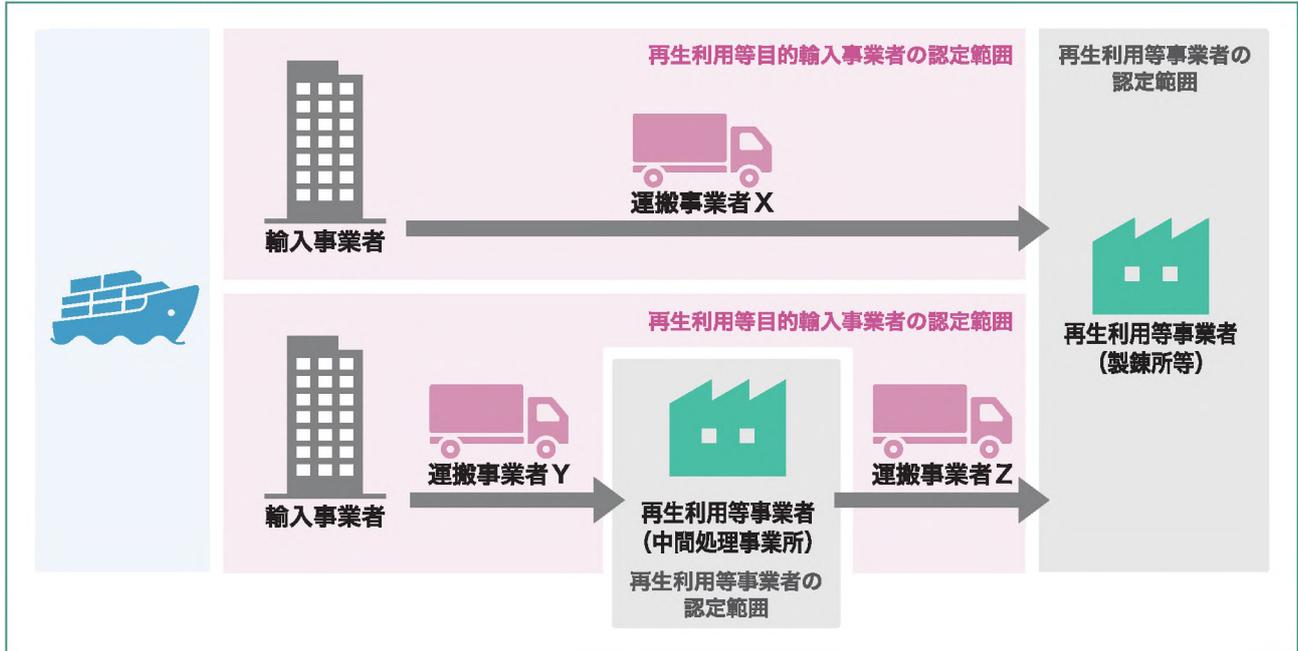
(2)再生利用等事業者

- 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- 再生利用等が環境保全上適正であること 等

5.2. 認定の範囲

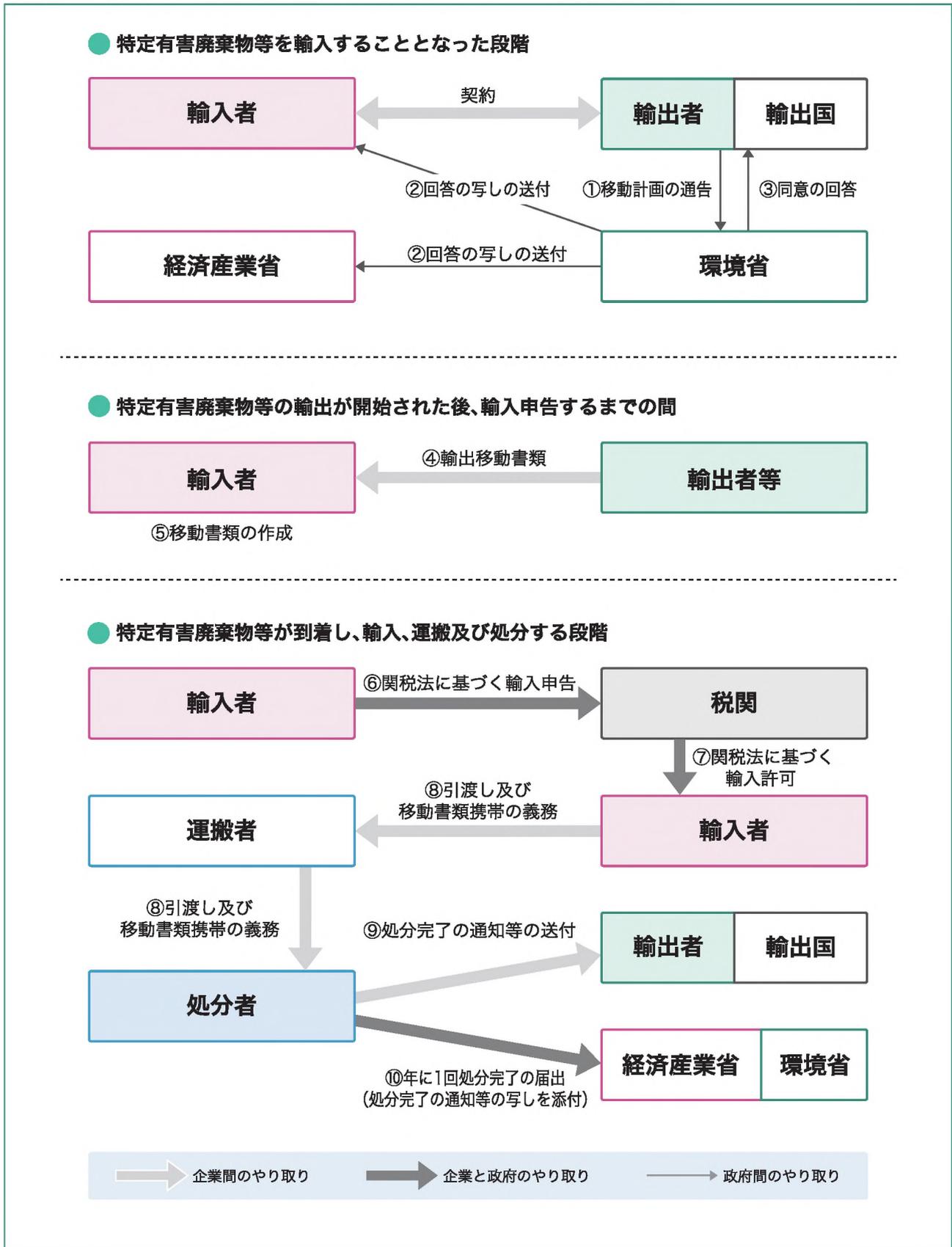
事業者の認定の対象については、以下の範囲となります。

図13：審査対象と認定の範囲



5.3. 認定制度を利用した輸入手続きの流れ

図14: 特定有害廃棄物等を輸入するときの手続き(認定制度を利用した場合)



お問合せ先

バーゼル法・廃棄物処理法の規制について

■環境省地方環境事務所

- ・北海道地方環境事務所（北海道）
電話：011-299-3738 電子メール：REO-HOKKAIDO@env.go.jp
- ・東北地方環境事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
電話：022-722-2871 電子メール：REO-TOHOKU@env.go.jp
- ・関東地方環境事務所（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）
電話：048-600-0814 電子メール：HAIRI-KANTO@env.go.jp
- ・中部地方環境事務所（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県）
電話：052-955-2132 電子メール：REO-CHUBU@env.go.jp
- ・近畿地方環境事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）
電話：06-6881-6502 電子メール：REO-KINKI@env.go.jp
- ・中国四国地方環境事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）
電話：086-223-1584 電子メール：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
- ・四国事務所（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
電話：087-811-7240 電子メール：MOE-SHIKOKU@env.go.jp
- ・九州地方環境事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）
電話：096-322-2410 電子メール：REO-KYUSHU@env.go.jp

バーゼル法の規制について

■公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 バーゼル法事前相談担当【事前相談窓口】

メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ（※）、使用済バッテリー（鉛バッテリーを除く）、使用済遊技機、廃触媒及び中古品（家電、自動車部品等）の輸出入に限ります。

※：メタル・スクラップ：鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル（自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む）
プラスチック・スクラップ：ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等
電子メール：basel@sanpainet.or.jp

■経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

電話：03-3501-4978 電子メール：bzl-basel@meti.go.jp

外為法に基づく輸出入申請について

■経済産業省 貿易管理部 貿易審査課

外為法に基づくバーゼル法の輸出入申請、廃棄物処理法の輸入申請に限ります。廃棄物処理法の輸出申請は、各地方経済産業局にお問い合わせください。

電話：03-3501-1659

ウェブページ情報

■環境省（特定有害廃棄物等の輸出入関連ページ）

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/>



■経済産業省（バーゼル条約・バーゼル法関連ページ）

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/



リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙にリサイクルできます。